

給水装置の工事・点検・修繕は 指定給水装置工事事業者へ



指定給水装置工事事業者とは、水道法に基づいて、水道局が指定した工事業者で、国家資格である給水装置工事主任技術者が従事しています。

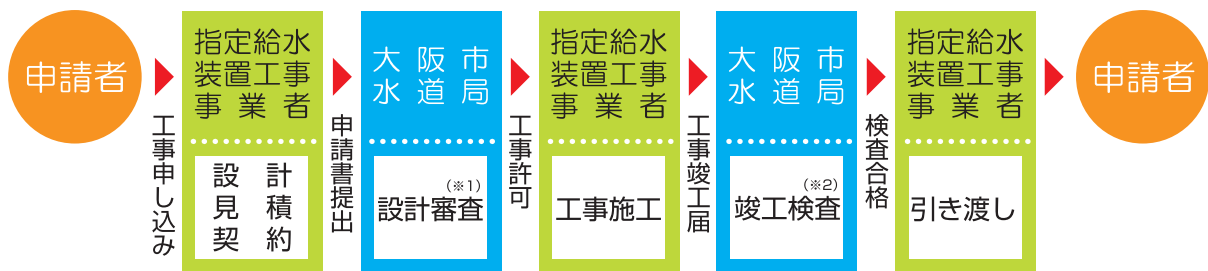
給水装置の工事は、指定給水装置工事事業者でなければ施工できませんので、給水装置の工事を行う場合は、指定給水装置工事事業者へ依頼してください。

工事 給水装置の新設・増設・改造・撤去の工事を行う場合は、指定給水装置工事事業者へ工事を依頼してください。

工事のお申し込みは、水道局へ提出することが義務づけられています。

許可までに一定期間かかりますので、工期に余裕をもって依頼しましょう。

水道工事のながれ（一例）



※1 口径に応じ、設計審査手数料が必要です
※2 口径に応じ、竣工検査手数料が必要です

修繕 指定給水装置工事事業者（指定業者）へ修理を依頼してください。



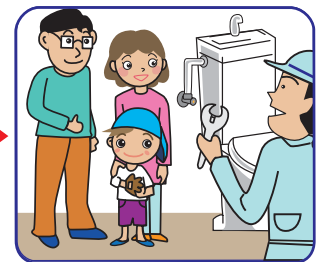
あれ？故障かな？
こんな時にはあわてず
に、まず元栓を閉めて
水を止めましょう



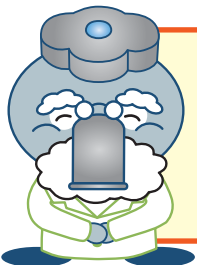
**まずは、お近くの指定業者
者に電話しましょう**
指定業者がわからない
場合は水道局へ連絡し
ましょう



値段は？ 修繕内容は？
工事の前には、次の事
を複数社へ確認しまし
ょう
・指定業者
・見積、出張料金
・修繕内容



修繕完了
水道を安心して利用す
るためにも、適切な維
持管理を心がけましょ
う。



指定給水装置工事業者に依頼される場合は、事前に複数社へ見積りを依頼し、内容・金額を確認し、ご納得の上契約してください。（見積費、出張費、工事費は各社違いがございます）水道局では金額については関与できませんので、あらかじめご了承ください。